

# ボリビアで活動を予定する外国籍（日本国籍含） NGOのための行政登録（登記）手続きガイド

## 目次

I.	はじめに .....	2
II.	外国籍 NGO の登録手続き .....	2
2.1	外国籍 NGO に適用される細則 .....	2
2.2	基本協力枠組み協定の締結のための要件及び手続 .....	3
III.	全国レベルの NGO の法人格取得 .....	6
3.1	全国レベル NGO の法人格取得に適用される規定.....	6
3.2	大統領府自治副省管轄の全国レベル NGO の法人格を取得するための要件.....	6
IV.	県レベル NGO の法人格取得 .....	10

本ガイドは国際協力機構（JICA）ボリビア事務所が Bufete Aguirre, Quintanilla, Soria & Nishizawa 法律事務所に依頼し、作成したものです。本ガイドの情報は 2021 年 3 月現在の情報に基づいたものであり、法令や制度等については今後、変更の可能性がございます。そのため、最新情報につきましては、ご自身で最終確認をお願い致します。JICA ボリビア事務所及び Bufete Aguirre, Quintanilla, Soria & Nishizawa 法律事務所は、情報を精査しておりますが、内容についていかなる保証を行うものではなく、本ガイドに記載された情報によりなされた判断による一切の行為で発生したいかなるトラブル・損失・損害に対して、責任を負いません。

## I. はじめに

ボリビア多民族国家は、非政府組織（NGO）の法的な取り扱いを規制するために、ボリビア多民族国家憲法第 298 条 II の第 14・15 項に基づき、2013 年 3 月 19 日に法令第 351 号（社団、非政府組織、財団、非営利民間団体の法人格授与に関する法令）を施行し、その他の様々な細則を定めている。外国籍 NGO がボリビアにおいて活動を行うための資格を得るための方法としては、以下の二つの登録手続きがある。

- (1) ボリビアにおいて国際又は外国籍 NGO の支部を登録する方法。このためには、ボリビア多民族国家外務省と、ボリビア全国において企画、プロジェクト等を実行し、活動を行なうことを承認する条文を含めた、基本協力枠組み協定を締結することを要する。これらの国際又は外国籍 NGO の認証のために、上記の法律以外に、1990 年 1 月 11 日施行の行政最高令第 22409 号及び 2017 年 9 月 6 日施行の外務省の省令第 244 号が細則を定めている。
- (2) ボリビア多民族国家において、ボリビア民法、上記の法令第 351 号、法令第 351 号の一部の細則を定める 2020 年 9 月 29 日施行の行政最高令第 4353 号、中央政府及び各県発行の細則に基づいてボリビアの全国非営利法人 NGO 又は、県非営利法人 NGO として設立し、新法人格を取得する方法。

## II. 外国籍 NGO の登録手続き

### 2.1 外国籍 NGO に適用される細則

外国籍 NGO がボリビア多民族国家において活動を行うために必要な承認及び登録に適用される現行細則は、基本的に下記の法規に含まれている。

- (1) 1990 年 1 月 11 日施行のボリビア多民族国家行政最高令第 22409 号は、NGO をボリビア国土において、国家資金、又は外部協力資金による開発及び／又は支援活動を実施する、宗教的又は世俗的な性質の国内又は外国の非営利、民間機関又は法人と定義している。
- (2) この規定は、NGO の法人格を認め、現在の開発企画省の公共投資及び外部資金調達次官室（Viceministerio de Inversión Pública y Financiamiento Externo - VIPFE）管轄の NGO の全国単一登記所（RUN）を設置している。この登記所に登録するために外国籍 NGO はボリビア外務省と基本協力枠組み協定を締結し、NGO 登録用紙を記入することを要する。
- (3) 外国籍 NGO がボリビア外務省と基本協力枠組み協定を締結するための要件、手続きは、ボリビア多民族国家外務省の 2017 年 9 月 6 日発行の省令第 244 号（Resolución Ministerial No. 244 del 6 de septiembre de 2017 del Ministerio de Relaciones Exteriores）によって承認された「ボリビア多民族国家及び外国籍 NGO 又は財団法人との間で締結される基本協力枠組み協定の規定」に定められている。

## 2.2 基本協力枠組み協定の締結のための要件及び手続

ボリビア外務省省令第 244 号は外国籍 NGO を「国際レベルで組織された、政府に依存しない、公益に向けられた活動を行う、ボランティア市民のグループで構成された非営利団体」と定義している。この定義では、ボランティア市民のグループで構成されていると述べており、外国籍 NGO とは、外国の法律に基づいて設立され、法人格が承認された、非営利目的の、非政府組織を意味する。

### 2.2.1 基本協力枠組み協定の締結のための要件

省令第244号の第5条は、基本協力枠組み協定は、省令（添付資料1）にある協定モデルの内容を満たさなければならないと定めている。基本協力枠組み協定を締結するためには、前提条件として、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 資料2の申請書モデル（省令）に沿った形での、外国籍NGOの本部からボリビア外務省宛ての申請書。申請書はスペイン語翻訳を添付し、アポストイーユ（認証）を要する。
- 2) 公証人役場において発行された、NGOのボリビア国における法的所在地の誓約書。外国籍NGOは、その活動を開始する事務所の所在地の情報を提供しなければならない。所在地の誓約書を作成する公証人役場は、NGOが所在地として使用する不動産の所有権に関する書類、又は賃貸借契約書を確認する義務を負っている。
- 3) 添付資料3のモデルに沿った、NGOの代表、代理人の履歴書。
- 4) スペイン語翻訳書及びアポストイーユを含めた、本国の警察署が発行した刑事前科がないという証明書（犯罪履歴証明書）。
- 5) 外国籍NGO又は財団法人（本部）の創立、又は設立証書、及び現在有効の定款。スペイン語翻訳書及びアポストイーユを含む。
- 6) 外国籍NGO又は財団法人（本部）が発行した、代表者あるいは代理人への、ボリビア政府と基本協力枠組み協定を締結し、ボリビア国内でNGOが活動を展開するために必要な権限を含む委任状の公正証書。スペイン語翻訳書及びアポストイーユを含む。
- 7) ボリビア警察署の犯罪撲滅特殊部隊局（FELCC（Fuerza Especial Lucha Contra Crimen））発行の外国籍NGOのボリビア代表者、あるいは代理人の所在地証明書。

### 2.2.2 基本協力枠組み協定の締結のための手続

省令第244号が定める基本協力枠組み協定の締結のための手続は下記の通りである。但し、当局側の期限に関しては、必ずしも順守されるものではなく、通常、期限を越えてかなりの日数を要することを念頭に置く必要がある。要件書類の審査担当官の審査及び審査結果の報告書作成にかかる時間次第である。

- 1) 前記1.3.1の要件書類をそろえ、ボリビア外務省文化・NGO課宛てに、手続き受付窓口へ提出。申請者は、文化・NGO課の指示に従って、不足書類、又は追加書類を10日（営業日）以内に訂正、あるいは提出しなければならない。

- 2) 文化・NGO課の担当官は、15日以内に要件書類の審査報告書を外務省の法務部に提出。
- 3) 外務省の法務部が要件書類を満たしていないと判断した場合、文化・NGO課に手続きを戻し、文化・NGO課は、10日以内に訂正又は、捕捉し、外務省法務部へ再提出しなければならない。
- 4) 外務省法務部は要件書類に関する法務意見書を作成し、モデルに沿った基本協力枠組み協定を作成する。
- 5) 5日以内に、文化・NGO課を通して、NGOの代表者又は代理人に基本協力枠組み協定案の通達。
- 6) NGOは、通達から2日以内に、基本協力枠組み協定案に関して承諾、又は不服な点について知らせなければならない。
- 7) 文化・NGO課は、最終基本協力枠組み協定を3部作成し、外務次官の事前承認を得た上で、外務大臣とNGO代表者のサインを調整する。

### 2.2.3 基本協力枠組み協定の主な内容

協定モデル、本ガイドに添付しているものであり、主な内容は以下の通りである。

- 第1条 法的枠組
- 第2条 目的 ポリビア国外務省と本協定を結ぶことによって、ポリビアで活動を行う許可を得る。
- 第3条 外国籍NGO／財団の目的
- 第4条 外国籍NGO／財団の企画・プロジェクト
- 第5条 外国籍NGO／財団の企画・プロジェクト等を含む活動計画を協定締結後6ヶ月以内に提出する義務（2ヶ月間の期限延長可能）
- 第6条 年間報告書を年度末から60日以内にVIPFEに提出する義務。又、VIPFEの確認後、審査レポートのコピーを外務省へ提出する義務。
- 第7条 外国籍NGOのポリビアに居住する代表者を指名し、変更の場合は速やかに届出をする義務。
- 第8条 外国から派遣される特殊技術者、専門家等及びその家族のデータの届出を行い、常に更新する義務について。
- 第9条 外国籍NGO／財団法人が届け出をし、承認された、外国人代表者、スタッフ及び家族のためのビザ、身分証明書、外国免許証の認定。
- 第10条 外国人技術者スタッフ、ボランティアに関する履歴書、その他の要件。
- 第11条 ポリビア人スタッフはポリビア労働法、社会保険法等を遵守して雇用する義務について。
- 第12条 外国人スタッフは、ポリビア法を順守して活動を行う義務があること及び、これに違反した場合の取り扱いに関する条項。
- 第13条 資金面に関する条項 外国籍NGO／財団法人は、外国の本部又は外国の資金協力者からのみ資金を募ることができる。ポリビア国内で資金協力を募る場合、事前に外務省の特別許可を要し、現地で集めた資金はポリビアの活動に充てなければならない。
- 第14条 投資に関する条項 外国籍NGO／財団法人は、外国又は国内で募った資金をポリビアでの企画、プロジェクトのために投資する義務。
- 第15条 資金運営はポリビア国内あるいは国外において、ポリビアの該当法規に基づき外貨で運営することができる。

- 第16条 輸入関税 現行関税法に基づき、場合によっては、企画・プロジェクト等の監督担当当局及び経済開発企画省の決議により、必要機具等の輸入関税の免税が可能。しかし、国内輸入税は免税されない。
- 第17条 免税措置 ボリビア政府はボリビア税法に基づき、外国人スタッフの給与の免税措置をとることを約束する。又、外務省へ届け出し、認定された、ボリビアに12ヶ月間以上派遣されるスタッフ、外国人代表者あるいは上級レベル技術者に対して、入国180日以内に一度に限り、1万5千ドルを最高額として、個人使用の家財等の輸入関税の免税を認める。
- 第18条 法人税の免税 ボリビア税法が定める要件を満たした場合に限り、法人税の免税を認める。
- 第19条 団体の活動 外国籍NGO／財団法人は、ボリビアにおいてボリビア税法が定める非営利活動を行う団体として活動することを確約する。
- 第20条 団体の活動の終了にあたっては、ボリビアで使用した資産を同種の非営利団体に寄贈する義務を定め、外国へ持ち帰る又は輸出することを禁ずる。
- 第21条 紛争解決はボリビア法に従い、ボリビア法廷に委ねる。
- 第22条 本協定の変更は相互の合意の下で行われる。
- 第23条 本協定の更新は期限終了の120日前に申請し、手続きを行う義務。
- 第24条 本協定は5年間有効とする。
- 第25条 外務省は、いつでも追加情報・書類を要求できる。
- 第26条 本協定は締結3ヶ月後から、いずれかが要求した場合、いつでも解約できる。

#### 2.2.4 登録後の外国籍NGOの義務

- 1) ボリビア外務省と基本協力枠組み協定を締結したNGOは、外務省ウェブサイト[www.rree.gob.bo/ongcs](http://www.rree.gob.bo/ongcs)の登録済みNGOのデータベースに団体のデータを記入する義務がある。
- 2) 登録後6ヶ月以内に、NGOはボリビアで展開する予定の協力、支援企画、プロジェクトの計画書をプリント版及びデジタル版両3部を、承認申請書及び下記の書類と共に、外務省文化・NGO課に提出しなければならない。文化・NGO課は、その内の協力、支援企画、プロジェクトの計画書2部をVIPFEに、関係諸官庁との審査及び承認のために送付しなければならない。
- 3) NGOのボリビア支部のスタッフのリスト（外国人及びボリビア人スタッフを含む）の提出。（注 ボリビア労働法では、外国人スタッフは、全体の15%を超えることができないと規定している）
- 4) NGOが活動するに当たって関係、協力する諸官庁、諸団体のリストの提出。
- 5) NGOボリビア支部の開設に際する財務貸借表（バランスシート）の提出。
- 6) NGOの活動資金の出処に関する公証人役場での誓約書の提出。
- 7) 上記の書類以外に、年度終了後、NGOは毎年の年間活動報告書を提出。年間活動報告書は下記の点を含まなければいけない。
  - (i) 年間活動報告書
  - (ii) VIPFE及び関係諸官庁に提出し、承認された、支援企画、プロジェクト計画書の実施状況の報告書

#### 2.2.5 手続きに関する諸経費

外国籍NGOがボリビア外務省と基本協力枠組み協定を締結し、登録をするための手続きに関する公定の手続き料金、登録料金は無い。但し、手続き要件を満たすための、公正証書による誓約書、スペイン語翻訳書、警察署の証明書取得等はそれぞれの料金の支払いを要する。又、手続きに弁護士を利用する場合、弁護士料金は別途合意を要する。

### III. 全国レベルの NGO の法人格取得

#### 3.1 全国レベル NGO の法人格取得に適用される規定

##### 3.1.1 ボリビア民事法典 (民法)

民法第 52 条は、民間の団体法人として、相互組合、企業、福祉、慈善、文化、教育、宗教、スポーツ、又はその他の合法的な目的を持つ団体及び財団を認める。これらの団体法人は、本民法典の一般的規定の外該当する特殊法令、規定によって規制される。

##### 3.1.2 2013 年 3 月 19 日公布の法令第 351 号 (社団、非政府組織、財団、非営利民間団体の法人格授与に関する法令)

この法令は、団体法人を以下の通り定義している。

###### (a) 非政府組織 (NGO)

非政府組織 (NGO) とは、社会奉仕、援助、慈善、経済的社会的発展の性質を持ち、国から正式な承認を得て、ボリビア国内で自己資金又は自己融資資金あるいは外部の協力又は援助資金によって非営利目的の、金融事業ではない、開発又は慈善事業を行うボリビア国民及び外国人から構成される私法の団体法人である。

###### (b) 財団法人

財団法人とは、国家から法人格を取得し、設立時に、永続的な公益目的の活動を行うために、一定の財産を拠出し、非営利・非金融的の特殊目的の活動を行う私法団体である。

###### (c) 非営利民間団体

非営利民間団体とは、公益目的のための、非営利、非金融活動を行う、国家から法人格を取得した、民間人の団体である。

##### 3.1.3 法令第 351 号の一部細則を定める 2020 年 9 月 29 日施行行政最高令第 4353 号 この細則は、これまでに発行された様々な規定をまとめた内容の細則になっているが、これまでの規定を完全に廃止しているわけではない。

#### 3.2 大統領府自治副省管轄の全国レベル NGO の法人格を取得するための要件

非政府組織 (NGO) 団体の目的は、公益の社会奉仕、福祉、慈善事業、経済社会開発事業を行うことでなければならない。この性質、目的が要件として規定されたのは、1990 年 1 月 11 日の最高行政令第 22409 号によってである。現在は、この他に、法令第 351 号の一部の細則を定める 2020 年 9 月 29 日施行の行政最高令第 4353 号が適用される。全国レベル又は一県以上で活動を行う場合、大統領府自治副省管轄の全国レベル NGO の法人格を取得しなければならない。

以下に、NGO の設立及び法人格取得に関し、自然人（一般市民）からなる場合と、社団法人、非営利民間団体、財団法人、国際 NGO 及び商事会社からなる場合に分けて要件を説明する。

### 3.2.1 設立発起人が自然人（一般市民）の場合

#### a. 名称の予約（添付資料 4～7）

予備登録：予備登録するためには、名称には先に「非政府組織」と入れる必要がある。この名称の予備登録は、法人格取得の手続きを開始する前に自治副省で行わなければならない。

#### b. 名称予約証明書

大統領府自治副省は同様の名称がすでに登録されていないかを確認した後、名称予約証明書を発行する。この証明書は法人格の申請書に添付する。

名称予約は期限付きで発行される。発行日から 60 日間以内に法人格取得の手続きが開始されなければ、名称予約はキャンセルされる。

#### c. 大統領府自治副省管轄の全国レベル ONG 法人格取得の申請書の提出（要件）

##### 1) 名称予約証明書

##### 2) 公正証書化された代理人の全権及び特別権限の委任状

##### 3) 公正証書化された設立総会の議事録

設立総会の議事録には、設立発起人又は創立者の氏名及び身分証明書番号、職業、住所を明記し、身分証明書のコピーを添付する。明記するデータは身分証明書の通りに正確に記入する。この議事録は、NGO の設立の理由を説明し、定款にも明記される、NGO の性質、目的、事業等を明記し、設立発起人又は創立者全員のサインを要する。

##### 4) 設立公正証書

公正証書化される NGO の設立書は少なくとも名称、目的、活動事業の内容、所在地、組織、内部構成及びボリビアのいずれの県又は全国レベルで活動するかを明記しなければならない。

法人格取得の手続きのためには、公正証書化する前の設立書を、事前承認のために、自治副省に提出することができる。この機会を利用することによって、公正証書化する前に、訂正すべき点を訂正し、公正証書化後に新公正証書によって訂正しなければいけないというような、無駄な時間と経費を避けることができる。自治副省から設立書案の承認を受けた場合、速やかに公正証書化の手続きを行なうことを勧める。

##### 5) NGO の理事選任の議事録

理事選任の設立発起人、又は創立者総会の議事録には、定款に定められている、理事の選任期間を明記し、選任された日に理事として就任したことを明記することを勧める。

#### 6) NGO の定款

NGO の定款は、少なくとも下記の内容を含まなければならない。

- a) NGO の名称、性質及び所在地
  - b) 目的、事業及び活動の内容
  - c) 設立発起人又は創立者及び一般会員の権利及び義務
  - d) 組織、内部構成及びそれぞれの権限
  - e) NGO に拠出された財産、経済システム、内部及び外部資金調達方法、資金管理
  - f) 設立発起人、創立者会員等の入会、退会、除外及び倫理に関する内部規定
  - g) 定款変更に関する手続き
  - h) NGO の整理清算及び解散に関する取り決め
- 定款には上記の内容以外に、下記の点を定めることを要する。
- i) ボリビア国の計画、部門別の政策で確立されたガイドラインを考慮した、経済的及び社会的発展を目的とした活動の範囲
  - ii) 担当当局へ NGO の資金源を定期的に届出する義務
  - iii) 団体法人格をいかなる形又は方法でも譲渡又は売り渡すことを禁止する条項

#### 7) 内部規定

定款に定められている、理事の補欠、設立発起人、創設者の総会及び招集方法及び定足数、理事会の招集方法及び定足数等の件に関して細則に定める規定

#### 8) 設立発起人又は創立者の名簿

#### 9) 手続きの公定料金の支払い証明書

手続きの公定料金は、2021 年 3 月 15 日現在で 7,700 ポリビアノス (Bs7,700) である。

#### 10) NGO の各理事がボリビア国に対して債務がないというボリビア国会計監査庁発行の無債務証明書

手続き料金 110 ポリビアノス (Bs110)

#### 11) 設立発起人又は創立者の身分証明書のコピー

### 3.2.2 設立発起人が団体法人の場合

#### a. 名称の予約

3.2.1 の設立発起人が自然人の場合と同じく、登録手続きの最初のステップとして、名称の予約をしなければならない。

#### b. 法人格取得の要件



団体法人の場合も、上記 3.2.1 c. の手続きが適用される。但し、以下の追加要件を満たすことを要する。

- 1) 設立発起人として参加する団体法人は、その法人格を証明するため下記の書類のオリジナル又は公証人に認証されたコピーを提出しなければならない。
  - a. ポリビア民法典に基づいて法人格を認証された省令、県令又は最高行政令
  - b. 団体法人としての VIPFE の登録証明書
  - c. 団体法人の代表者あるいは代理人の委任状
  - d. ポリビア国会計監査庁発行の無債務証明書
  - e. 設立発起人が国際又は外国籍 NGO の場合は、更にポリビア国外務省との現行の基本協力枠組み協定
- 2) 公正証書の変更、訂正等で発生しうる無駄な経費を省くために、2.1.3.1.c. と同様、(1) 事前承認のために、公正証書化する前の設立書を提出し、(2) 上記の団体法人の法人格を証明する書類は新 NGO の設立公正証書に含まずに別途書類とすることが推奨される。

### 3.2.3 法人格取得の手続き

上記要件の書類を添付し NGO の法人格取得の申請（添付資料 8）を提出した場合、自治副省は書類審査した後、書類審査報告書を作成し、場合によっては、訂正あるいは追加書類の要求をする。その場合、申請者は 20 日（営業日）以内に、訂正、修正又は追加書類を提出しなければならない。要件を満たし、更に訂正、追加書類の要求を満たした場合、その旨の報告書と共に、大統領府大臣（Ministro de la Presidencia）に法人格授与の省令申請が提出される。20 日以内に法務部による要件書類の確認の報告書と共に、法人格授与の省令が作成される。法務部から申請書類に対する不服が発生した場合、手続きは自治副省に戻され、申請書類が要件を完全に満たすまで法人格授与の省令は発行されない。

### 3.2.4 法人格登録制度（Sistema de Registro de Personalidades Jurídicas – SIREPEJU）

法令第 351 号が定める新団体の法人格授与及びすでに活動している団体の法令第 351 号への適応のための手続きを効率的かつ簡易にするために、IT 等を導入して、既存の法人格登録制度を強化する。全国レベル NGO／財団法人は法人格取得と共にこの登録制度に登録される。

### 3.2.5 手続きの経費

以下の公定料金が適用される（2021 年 3 月 15 日現在）。

- 1) 名称予約料金 120 ポリビアノス（Bs120）
- 2) 法人格取得手続き料金 7,700 ポリビアノス（Bs7700）

これ以外に、以下の書類の公正証書化の公正承認役場の手数料が発生する。

- 1) 代表者あるいは代理人の全権委任状
- 2) 代表者あるいは代理人の特別権限委任状

- 3) 議事録
- 4) 設立証書

書類の量によって異なるが、平均で約2,000ボリビアノス（Bs2,000）の経費を要する。

#### IV. 県レベル NGO の法人格取得

NGO が一県のみで活動を展開する場合、NGO が所在地を定める県庁で手続きを行わなければならない。その場合に適用される規定は該当する県庁の規定となる。いずれの場合も、法人格取得の要件及び手続は一般的に、上記 II の要件及び手続に類似する。但し、一部異なる場合がある為、活動を予定している県庁で事前調査をすることが推奨される。

一例として、ラパス県庁の場合、適用される公定料金は以下の通りである。

- 1) 名称予約料金           70 ボリビアノス（Bs70）
- 2) 法人格取得手続き料金   3,000 ボリビアノス（Bs3,000）
- 3) 公正証人役場の手数料は上記 II と同様

以上

#### 参考資料 - 関連法令リンク

1. ボリビア多民族国家憲法第298条IIの第14・15項  
[https://www.oas.org/dil/esp/constitucion\\_bolivia.pdf](https://www.oas.org/dil/esp/constitucion_bolivia.pdf)
2. 2013年3月19日に法令第351号（社団、非政府組織、財団、非営利民間団体の法人格授与に関する法令）  
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/93204/108884/F190728832/BOL93204.pdf>  
<http://www.gacetaoficialdebolivia.gob.bo/edicions/view/500NEC>
3. 法令第351号の一部の細則を定める2020年9月29日施行の行政最高令第4353号  
<https://bolivia.infoleyes.com/norma/7492/decreto-supremo-4353>
4. 1990年1月11日施行の行政最高令第22409号（Decreto Supremo No. 22409 de 11 de enero de 1990）  
<https://www.lexivox.org/norms/BO-DS-22409.html>
5. 2017年9月6日施行の外務省の省令第244号  
<https://www.cancilleria.gob.bo/webmre/sites/default/files/RM-244-2017%20%28%20para%20ongs%29.pdf>